

父子家庭のみなさんへ…

## 「父子福祉資金」が創設されます。

平成26年10月1日から、父子家庭の方を対象とした福祉資金の貸付制度が始まります。

### 父子福祉資金とは

父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的に、必要に応じた資金の貸付を行います。

貸付制度ですので返済していただく必要があります。

### 父子福祉資金の貸付を受けることが出来る方

- ◆ 配偶者のない男子で現に児童（20歳未満）を扶養している方
- ◆ 配偶者のない男子に扶養されている児童（その児童の修学のための資金に限る）

### 資金の種類

- ◆ 児童の修学に必要な資金
- ◆ 父子家庭の父又は児童が就職するための知識技能を習得するのに必要な資金
- ◆ その他

### 貸付の手続き

- ◆ お住まいの市町役場が申請等の受付を行います。
- ◆ 住所地を管轄する県厚生環境事務所が提出された貸付申請書や添付書類をもとに審査するとともに面接を実施します。その結果を貸付審査会に諮り、所長（支所長）が決定します。
- ◆ 現在の収入で十分生活が可能であり、本制度を利用するまでもなく必要な経費を賄うことができる場合や、償還金年額（他の借入金を含む。）が申請時の年収の25%を超える場合等事例によっては、貸付できない場合や、貸付金額全額を貸付できない場合があります。

### 連帯保証人等

- ◆ 修学資金、修業資金、就学支度資金及び就職支度資金については、貸付により修学し、又は知識技能を修得する方（児童）が連帯借主として加わることになります。
- ◆ 連帯保証人は、どの資金についても原則1名必要です。